平成２４年（フ）第１７０号
埼玉県草加市両新田西町436番地１第二コーポタナカ202号
債務者　櫻井　　麗
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
鹿児島県鹿児島市坂之上１丁目59番13号
債務者　緒方三恵子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目40番13―44号
債務者　宮川　美香
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目17番31―203号
債務者　今田　岳男
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
　　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７６８７号
東京都国分寺市泉町２丁目７－２―1208
債務者　矢部　美和
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７４１号
東京都中央区佃２丁目１－２―2707
債務者　田内　美穂
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７５５号
東京都世田谷区深沢４丁目14―５
債務者　福沢みづほ
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７６０号
神奈川県横浜市青葉区藤が丘２丁目31―３―103
債務者　櫻井　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７６３号
東京都台東区駒形２丁目３－４―402　第一荒井ビル
債務者　谷　　麻理
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８１０号
東京都大田区新蒲田１丁目８―14―101
債務者　水野　健一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８２２号
神奈川県大和市西鶴間４丁目15―12―201
債務者　山本　　敬
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８２７号
千葉県千葉市花見川区幕張本郷１丁目11―18―203
債務者　吉野　嘉一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８３２号
東京都武蔵村山市残堀４丁目51―18
債務者　舛長　俊夫
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８４３号
東京都新宿区百人町３丁目30―２―311
債務者　佐藤　正雄
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８４４号
東京都江東区大島５丁目43―９―201
債務者　中山　　晃
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７８４５号
千葉県松戸市野菊野２―２―1303
債務者　相場　義郎
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
　　東京地方裁判所民事第20部